

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（滋賀県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.33%	9.48%	10.83%	10.99%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,411円	5,498円	6,281円	6,374円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,344円	6,446円	7,364円	7,473円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,277円	7,394円	8,447円	8,572円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,210円	8,342円	9,530円	9,671円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,143円	9,290円	10,613円	10,770円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,703円	9,859円	11,263円	11,429円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,263円	10,428円	11,913円	12,089円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,009円	11,186円	12,779円	12,968円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,755円	11,944円	13,645円	13,847円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,502円	12,703円	14,512円	14,726円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,248円	13,461円	15,378円	15,605円
12	150,000	146,000	～ 155,000	13,995円	14,220円	16,245円	16,485円
13	160,000	155,000	～ 165,000	14,928円	15,168円	17,328円	17,584円
14	170,000	165,000	～ 175,000	15,861円	16,116円	18,411円	18,683円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,794円	17,064円	19,494円	19,782円
16	190,000	185,000	～ 195,000	17,727円	18,012円	20,577円	20,881円
17	200,000	195,000	～ 210,000	18,660円	18,960円	21,660円	21,980円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,526円	20,856円	23,826円	24,178円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,392円	22,752円	25,992円	26,376円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,258円	24,648円	28,158円	28,574円
21	280,000	270,000	～	26,124円	26,544円	30,324円	30,772円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.48%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.86%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～